

サン共同通信

2023年

Topics 注目トピック

税制 インボイス制度を図解でわかりやすく解説！

融資 融資相談のときには要注意！
金融機関から嫌われてしまう決算書とは

メディア実績

7

月号



お客様インタビュー

『株式会社LAZO』

安澤 朋晴 様



株式会社LAZO

オーナーシェフ 安澤 朋晴様(写真左)

西宮オフィス 篠本 泰子(写真右)

サン共同に依頼をしたきっかけ

4年ぐらい前に、税理士顧問を探しており、インターネットで〈西宮 税理士〉で検索をしたのがきっかけでした。何社か話を聞く中で、税金の考え方や経費として扱っていい範囲など、税理士さんごとに考えが違うことを知ったのですが、当時のご担当の方は私の話を聞いてくださった上で歩み寄って知識を教えてくださいましたのが印象的でしたので依頼をさせていただきました。

担当者への感想

担当の、籾本さんには1年ぐらい前からお世話になっています。何を質問してもすぐに返答してくれるのでスピード感のある仕事をしていただけて感謝しています。

法人化をさせたのが1年ぐらい前のタイミングでしたので、新しくやらなきゃいけないことなどもあったりするのですが、こちらは税金の知識があるわけではないので、不安なことも多いのですが、その不安な時間が短く済むことは本業に集中できるなと感じております。

今後の展望

LAZO(ラソ)＝スペイン語で“絆”という意味です。

独立をするにあたり支えてくれた妻、一緒に働くスタッフ、そしてお客様とも繋がっていきたいと思い、この社名にしました。

現在飲食事業としては1店舗ですが、今後は2店舗、3店舗と増やしていきたいと思います。お店のこだわりとしては、食材は冷凍食品をできる限り使わないことを意識しています。

そして、なるべく現地に行って調達することを心がけています。船に乗せてもらい漁から同行することもありますよ。ワインもただ好きだけでなく、プロとしてご満足いくサービスをご提供する必要があると思い、ソムリエの資格なども取得しました。

そして何より、作っている人の努力を見せたいので、なるべく元気にお客様のところへお持ちすることです。

これからも、スペイン料理を通じて、お客様に笑顔と美味しさを届けていきたいと思っています。



店名: BODEGA d'evis (ボデガ デビス)

住所: 〒662-0915 兵庫県西宮市馬場町6-26 ピア西宮2F

アクセス: 阪神西宮駅より徒歩5分 JRさくら夙川駅より徒歩12分 西宮えびすさん徒歩2分

営業時間: 11:30~24:00(LO 23:30)

定休日: 月曜日 ※月曜日が祝日・祝前日の場合は営業いたします。

HP: <https://bodegadevis.com/>

西宮にある本格スペインバル。

オーナーシェフの安澤氏はフレンチやイタリアン、スペイン料理など様々なジャンルでの経験を積み、2017年に創業。食材は現地から調達をするなど料理やサービスに、こだわりが詰まっている。

名物は、カルローズ米を使用し、オマール海老、魚、野菜の旨味が詰まった自家製出汁で仕上げたパエリアと、世界3大ハムと呼ばれるスペインのハモンセラーノ、最高級ハモンイベリコなどの原木(元肉)を用意した生ハムの盛り合わせ。



インボイス制度を図解でわかりやすく解説！

インボイス制度は複雑でわかりにくいものであるため、自分の事業に影響があるとわかりつつ、なかなか理解が進まない方も多いのではないのでしょうか。この記事ではインボイス制度について、図解でわかりやすく解説します。

事業をおこなうすべての者に影響を与える新しい制度として、インボイス制度が始まります。

消費税の納税に関するものであり、とくに個人事業主やフリーランスにとっては、事業の在り方をあらためて考え直さなければならない大きな変化であるといわれています。

しかしインボイス制度は複雑であるため、公的な解説を斜め読みしただけでは、なかなかうまく理解できません。何がメリットで何がデメリットなのか、具体的にどのような準備をすべきなのか、いまだ把握できていない方も多いのではないのでしょうか。

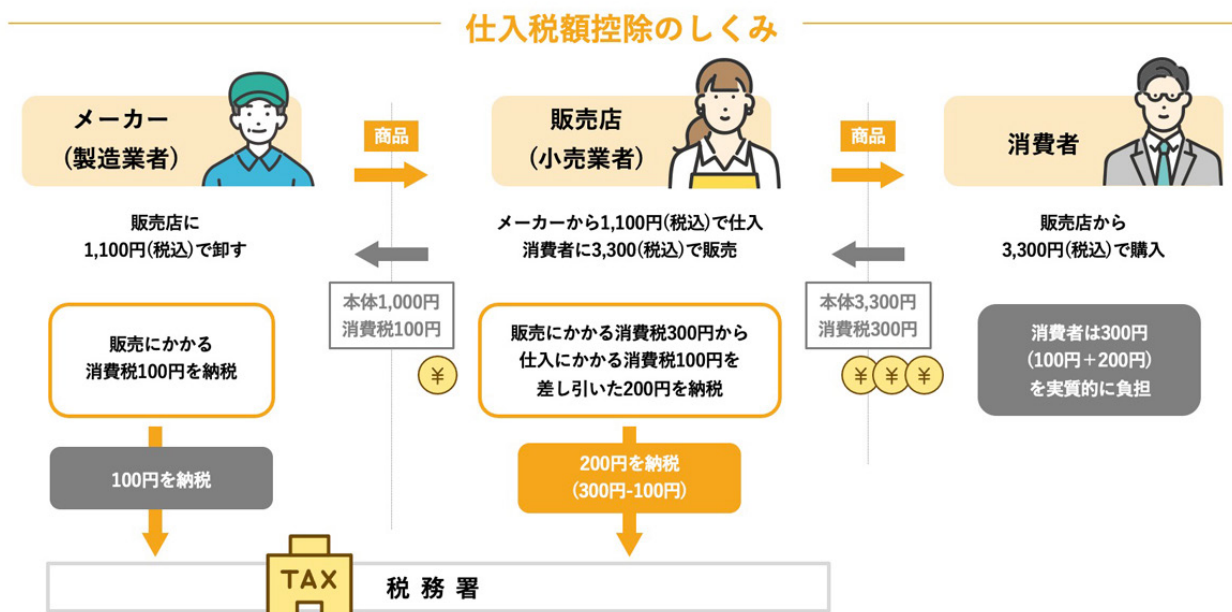
そこでこの記事では、インボイス制度の具体的な内容を、図解を使ってわかりやすく解説します。

仕入税額控除の仕組み

インボイス制度の導入による重要なルール変更は、**仕入税額控除の扱い**です。従来と比べて何が変化するのは次項で解説するとして、ここでは仕入税額控除の仕組みを見ていきましょう。

仕入税額控除とは、商品やサービスを発注したり仕入れた場合にかかった費用のうちの消費税分を、売上に含まれる消費税から控除できる仕組みのことです。

たとえば1,100円(うち消費税100円)の商品を仕入れて、3,300円(うち消費税300円)で売ったとします。このとき控除が適用されると、国に納めるべき消費税は300円から100円を控除した200円のみとなります。



控除された100円を支払っているのは、仕入先の事業者です。つまり仕入税額控除は、国による消費税の二重取りを防ぐためのものであるといえます。

参考：仕入税額控除の対象となるもの | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6451.htm>

インボイス制度で変わる仕入税額控除の要件

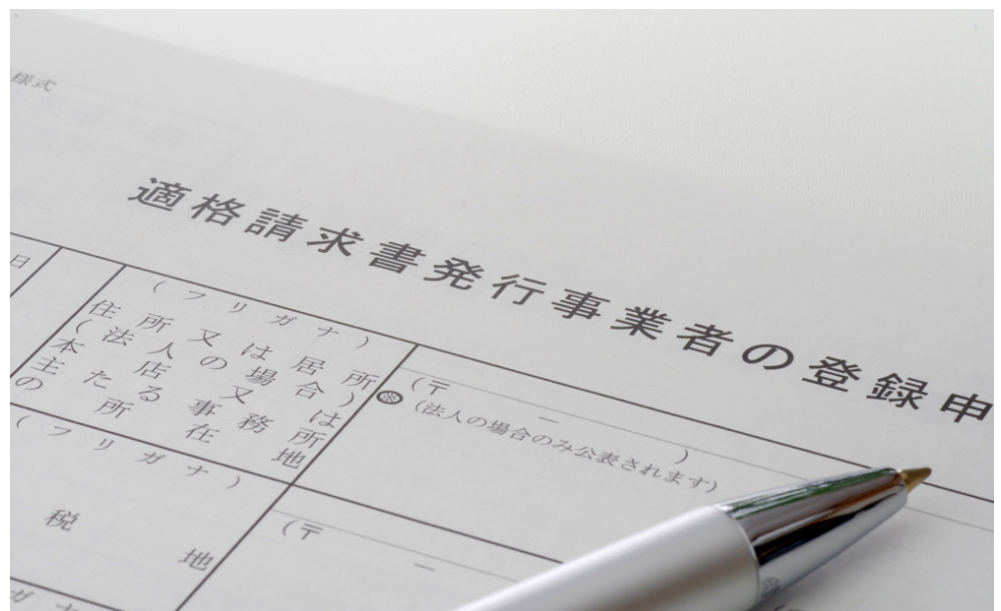
インボイス制度が導入されると、仕入税額控除を適用するために仕入先が発行したインボイス(適格請求書)が必要になります。要件を満たした請求書でなければ、仕入税額控除の根拠とすることはできません。

インボイス(適格請求書)を発行できるのは、適格請求書発行事業者のみとなります。適格請求書発行事業者となるには、登録申請書を税務署に提出する必要がありますが、この時点で課税事業者であることが要件となります。

免税事業者が、いきなり適格請求書発行事業者になることはできない点に注意してください。

参考：適格請求書発行事業者の登録申請手続(国内事業者用) | 国税庁

▶https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice_01.htm



インボイスの発行が必要なケース

インボイスの発行が必要なケースとして代表的なのは、取引先が仕入税額控除を適用するためにインボイスを要求してくるというものです。

たとえば、あなたがフリーランスのライターだったとしましょう。取引先はあなたに仕事を発注し、あなたが執筆した原稿に対して報酬を支払います。報酬には消費税も含まれています。

このとき取引先は、少しでも多くの利益を確保しようと、あなたに対して支払った報酬に含まれる消費税分を控除したいと考えるかもしれません。しかしあなたが免税事業者だと、取引先にインボイスを発行できません。

つまりインボイスは、取引先が仕入税額控除を適用するために必要となります。直接的には、自分のためではなく相手のためのものであるといえます。

仕入税額控除ができなくなった場合の影響

自社が適格請求書発行事業者であっても、仕入先が同じく適格請求書発行事業者でなければ、インボイスを発行してもらえず、仕入税額控除は適用できません。したがって取引先がインボイス制度に対応しているかが、利益に影響を及ぼします。

適格請求書発行事業者から仕入れた場合には、インボイスを発行してもらうことで仕入れ費用に含まれる消費税分を控除できます。しかし免税事業者から仕入れた場合には、控除をすることができません。

インボイス制度は2023年10月から開始

インボイス制度は、2023年10月から導入されます。スタートと同時に適格請求書発行事業者としてインボイスを発行するためには、このときまでに適格請求書発行事業者として登録していなければいけません。

申請をして即日のうちに、適格請求書発行事業者の登録番号を発行してもらえないことに注意が必要です。登録番号の発行までにある程度時間がかかるので、早期にインボイスを発行したければ、できるだけ余裕をもって申請するべきでしょう。

参考: 令和5年10月からインボイス制度が開始! 事業者が進めておきたい準備とは? | 政府広報オンライン
▶<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202210/1.html>

【売り手側】インボイス制度開始により対応すべき事項一覧

インボイス制度開始にあたって、売り手側が対応すべき事項としては、主に以下の3つが挙げられます。

- ✓ 適格請求書発行事業者に登録しておく
- ✓ 現在のシステムが適格請求書に対応しているかチェックする
- ✓ 簡易課税制度の利用を検討する

迷ったらとにかく**適格請求書発行事業者に登録しておく**、というのは選択肢の1つです。インボイスを発行できるようになるので、仕入税額控除ができないことを理由に取引先から契約を切られることもなくなるでしょう。ただし、これまで免税事業者だった場合、以降は消費税の納税が必要となる点は重要です。

適格請求書発行事業者になる場合、**現在のシステムで適格請求書を正しく発行できるかチェック**しておきましょう。適格請求書には必ず記載しなければならない事項があり（詳細は後述）、システムが対応していなければ手作業になってしまいます。

また簡易課税制度が用意されており、業種ごとに「みなし仕入率」をもとにした簡易的な税額計算が許されているので、これも活用してみましょう。

【買い手側】インボイス制度開始により対応すべき事項一覧

インボイス制度開始にあたって、買い手側が対応すべき事項としては、主に以下の3つが挙げられます。

- ✓ 仕入先が適格請求書発行事業者であるか確認する
- ✓ インボイスの保存方法を定める
- ✓ 区分記載請求書は経過措置を適用し対応する

仕入先が適格請求書発行事業者でなければ、仕入税額控除は適用できません。そのため仕入先がインボイス制度導入後にどのようなスタンスを取るのか、あらかじめ確認しておくことが大切です。

次にインボイスを発行してもらおう場合、**保存方法を決めておく**ことも重要となります。たとえば電子帳簿保存法が改正されたことにより、電子的に発行されたインボイスは電子データのまま保存する必要があります。事前に保存方法を決めておかないと、無用な混乱を招いてしまうでしょう。

またインボイス制度には**経過措置**が用意されています。適格請求書ではない従来型の請求書であっても、しばらくは一定の消費税額の控除が可能です。こういったことへの対応もきちんとしておく必要があります。

インボイス制度で変わる請求書の記載事項

インボイス制度の導入移行に仕入税額控除を適用するには、**請求書が適格請求書のフォーマットに対応していることが条件**となります。適格請求書のフォーマットは以下のようなものです。

請求書が現在の「区分記載請求書」から「インボイス」へと変更します。

区分記載請求書
(現行)
～令和5年9月

請求書

〇〇(株)御中 (株)△△

●年■月分

●年▲月 皿 550円

●年▲月 牛 肉 ※3,400円

⋮

合 計 32,800円
(10%対象 22,000円)
(8%対象 10,800円)

※は軽減税率対象

インボイス
令和5年10月～

請求書

〇〇(株)御中 (株)△△(T1234…)

●年■月分

●年▲月 皿 550円

●年▲月 牛 肉 ※3,400円

⋮

合 計 32,800円
10%対象 22,000円 内消費税 2,000円
8%対象 10,800円 内消費税 800円

※は軽減税率対象

記載事項

1. 請求書発行事業者の氏名または名称
2. 取引年月日
3. 取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)
4. 税率ごとに区分して合計した対価の額
5. 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

右の事項が追加になります

1. 登録番号(課税事業者のみ登録可)
2. 適用税率
3. 税率ごとに区分した消費税額等

大きなポイントは以下の2点です。

- 適格請求書発行事業者としての登録番号が記載されていること
- 消費税の内訳が、8%のものと10%のものを区分して記載されていること

上記を満たしていない請求書は適格請求書とはみなされず、それをもとに仕入税額控除を用いることはできなくなります。

参考: 適格請求書の記載事項 | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-09.pdf>

インボイス制度の経過措置

インボイス制度は導入後すぐに完全な形で発動するわけではなく、一定期間の経過措置が設けられています。具体的には以下の3つです。

- 仕入税額控除の経過措置
- 少額仕入れのインボイス不要
- 納税額の支援措置

順番に見ていきましょう。

参考：適格請求書等保存方式の概要 | 国税庁

▶<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

●仕入税額控除の経過措置

適格請求書発行事業者以外からの仕入れに関しても、インボイス制度の導入からしばらくのあいだは、消費税の一部が仕入税額控除の対象となります。

インボイス制度の開始から3年間(2026年9月まで)は、請求書がインボイスの要件を満たしているか否かにかかわらず、課税仕入れの80%を控除できます。次の3年間(2029年9月まで)は、課税仕入れの50%を控除可能です。

●少額仕入れのインボイス不要

インボイス制度の導入からしばらくの間は、1万円未満の課税仕入れに関して、インボイスがなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能であると定められています。

この措置の対象となるのは、基準期間(2年前)の課税売上が1億円以下であるか、または1年前の上半期の課税売上が5,000万円以下であるか、どちらかを満たす事業者です。

対象期間は2029年9月までとなっています。これは仕入税額控除の経過措置期間と同じです。

●納税額の支援措置

インボイス制度をきっかけとして免税事業者から課税事業者になる事業者に向けて、新たに「2割特例」と呼ばれるルールが設けられました。消費税の納税額を計算する際、仕入税額控除を「預かり消費税×80%」で計算できる特例制度です。

インボイス制度が導入されることにより、課税売上高が1,000万円を超えていないにもかかわらず課税事業者となる必要が生じた小規模事業者への、一種の救済措置となります。

インボイス制度への登録はなかなか進んでいないのが現状で、政府は登録に対する心理的なハードルを下げるべく、このような特例を設けました。あくまでも小規模事業者向けの特例であるため、課税売上高が1,000万円を超える事業者は適用できません。

納税する消費税を2割に納められるのであれば、課税事業者になるメリットのほうが大きい、と判断できるのであれば、登録を検討してみましょう。

適格請求書発行事業者への登録を検討した方がいい事業者

適格請求書発行事業者として登録を検討したほうがよい事業者の特徴としては、以下のようなものが挙げられます。

- ✓ 大きな法人と取引がある
- ✓ 自分がすでに課税事業者である

大きな法人の多くは適格請求書発行事業者となることが予想され、各種経理もそれを前提としたものになると考えられます。免税事業者のままでいた場合、コストダウンの一環として契約を切られてしまう可能性がないとはいえません。

また自分がすでに課税事業者である場合、インボイス制度とは関係なくすでに消費税を納税しているので、**適格請求書発行事業者となることのデメリットがありません**。登録することをおすすめします。

適格請求書発行事業者への登録の必要性が少ない事業者

適格請求書発行事業者として登録する必要性が少ない事業者の特徴としては、以下のようなものが挙げられます。

- ✓ 少額取引しかない
- ✓ 顧客が個人ばかりである
- ✓ 顧客が簡易課税事業者ばかりである

少額の取引しかおこなっていない場合、取引先も仕入税額控除に積極的ではない可能性が高いといえます。免税事業者であり続けることで仕事を失うリスクは少ないでしょう。

また顧客が個人であったり簡易課税事業者であったりする場合にも、インボイス制度が直接関わってくるものがほとんどないため、やはり適格請求書発行事業者となる理由は薄いといえます。

取引先が消費者のみ

学習塾
家庭教師



美容院
ネイルサロン



**販売先に事業者がない限り
インボイス発行事業者になる
ことは求められない**

よくある質問

インボイス制度に関するよくある質問に回答します。

Q. インボイス制度とは何ですか？

- A. インボイス制度とは、仕入れなどにかかった費用に含まれる消費税額を控除するために、取引先からインボイス(適格請求書)を発行してもらうことを必要とする制度です。

インボイスを発行するためには適格請求書発行事業者として登録しなければいけません。現時点で免税事業者であれば、適格請求書発行事業者となることで、新たに売上のなかに含まれる消費税を納税する義務が発生します。

Q. インボイス制度はいつから始まりますか？

- A. インボイス制度は**2023年10月から始まります**。制度の開始と同時にインボイスを発行できる状態になるには、それ以前に登録を済ませておく必要があります。

Q. インボイス制度はフリーランスや個人事業主に影響はありますか？

- A. フリーランスや個人事業主の多くは、売上に含まれる消費税を納税しなくてもよい「免税事業者」です。

しかし取引先からインボイスの発行を求められた場合、適格請求書発行事業者となることを半ば強制されます。そうなると結果として、**これまで納税せずに済んでいた消費税を新たに納税しなければいけません**。

このことによる収入の減少が、インボイス制度の問題点として繰り返し議論されています。

Q. インボイス制度の経過措置について教えてください。

- A. インボイス制度にはいくつかの経過措置が設けられています。
導入から6年間は、インボイスがなくても消費税の一部を仕入税額控除できたり、少額の取引においてインボイスは必要なかったりといったものです。

まとめ

インボイス制度の詳細について、図解によるわかりやすい解説を試みました。複雑でわかりにくい点のある制度ですが、本記事をお読みになったことで理解が進んだのであれば幸いです。

しかしインボイス制度についてあらかじめ理解できたとしても、**今の自分たちが適格請求書発行事業者となるべきなのか否かの判断は非常に難しい仕事**となります。事業者ごとに異なるメリットとデメリットが、複雑に入り組んでいるからです。

適格請求書発行事業者となるべきか否かの判断については、ぜひ弊社・サン共同税理士法人にご相談ください。

▼お問い合わせはこちら

<https://tax-startup.jp/contact/>



小林 信仁

融資相談のときには要注意！ 金融機関から嫌われてしまう決算書とは

金融機関では決算書を中心に融資審査を行いますので、財務状況が資産超過状態であることや税引後利益を計上していること、対前期比で売上高が増加している企業が融資を受けやすい傾向にあります。

しかし、増収増益の企業だとしても**不健全な財務内容であることを理由に融資をお断りされるケース**があります。その代表的ケースとしては、**不健全な資産が決算書に計上されている**ことが挙げられます。その主な勘定科目は以下の表に記載しているものです。

勘定科目名	注意すべきライン	嫌われている理由	主な発生原因
役員貸付金	金額問わず、 貸付金が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 役員が法人の資金を私的に流用していると判断され、法人個人の資産の分別が出来ていないと懸念されるため 今後、金融機関が融資した資金を役員個人へ流用されてしまうのではないかと懸念されるため 	<ul style="list-style-type: none"> 役員が法人から資金を借り入れたため プライベートな支出を法人の資金から支払ったため
仮払金	事業規模に鑑みて 明らかに残高が多額の場合	<ul style="list-style-type: none"> 使途不明な支出の累積残高ではないかと懸念されるため 本来、経費に計上すべきものを仮払金(資産)にして利益を水増ししていると懸念されるため 	<ul style="list-style-type: none"> 法人口座から出金を行い、決算までに使途が判明しなかったため 本来経費に計上すべきものを除いたため
現金	業種に鑑みて 明らかに残高が多額の場合	<ul style="list-style-type: none"> 架空の現金残高を計上しているのではないかと懸念されるため 法人の資金管理が杜撰だと懸念されるため 	<ul style="list-style-type: none"> 法人資金をプライベートな支出に充てたため 領収書を買い忘れた経費があるため 現金で受領した売上を法人口座へ入金しないため

上記の勘定科目が決算書に計上されないためには、法人の経理体制や金銭管理体制を日頃からしっかりと整えていく必要があります。

キレイな決算書を作りたい場合や既に発生してしまった貸付金等を解消されたい場合には、税理士等の専門家へご相談されることをオススメします。

日本政策金融公庫 変更情報

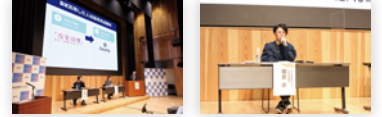
	前月時点	2023年6月1日時点
創業融資の基準金利	2.27～3.20%	2.24～3.20%
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2023年9月30日まで	変更なし

メディア実績



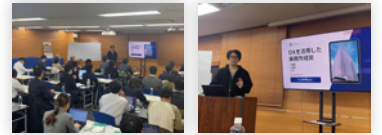
セミナー

2022年12月



会計事務所サミット2022

2022年12月



株式会社アックスコンサルティング主催セミナー

2022年12月



株式会社ミツカワ主催セミナー

2022年11月



株式会社インフォーマット主催セミナー

2021年12月



会計事務所サミット2021

2019年7月



会計事務所サミット2019

取材など



週刊新潮 (2022年6月16日)



週刊ダイヤモンド (2021年2月13日)



週刊現代 (2020年6月27日)

テレビ東京
ワールドビジネス
サテライトに取材
放送されました。
(2020年5月1日)



プロパートナー-ONLINE Circle (2023年1月)



FIVE STAR MAGAZINE (2022年11月号)



月刊実務経営ニュース (2022年9月号)



BIZUP事務所経営Report (2019年6月号 vol.68)



実務経営サービス『お役立ち会計事務所全国100選 2023年版』



プロパートナー『士業ランキング500』2022年完全版

書籍



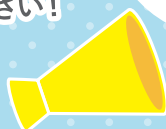


D3 六本木 BAR LOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



「新規開業をお考えの方」や
「税理士を変更したい方」を
ぜひご紹介ください!

お客様紹介 キャンペーン



Amazonギフト券最大**50,000**分プレゼント!

下記の新規お客様情報①～③をメールでご連絡もしくは、ご担当者にお申し付けください。
ご紹介いただき一定金額で契約になった場合には、もれなくAmazonギフト券50,000円を贈呈いたします。

①紹介者氏名

紹介いただける法人名
および担当者氏名

②事業内容

簡潔にご教示下さい

③連絡先

メールアドレス
および電話番号

ご連絡はこちらまで

contact@san-kyodo.jp



YouTube

税理士BARラウンジ

起業成功支援

チャンネル

<https://www.youtube.com/@san-kyodo-tax>





拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

博多オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア 2-D



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!